

中 城 村 無 電 柱 化 推 進 計 画

令和 7 年 2 月
中 城 村

目次

1. はじめに
2. 無電柱化の推進に関する基本的方針
 - 2.1 無電柱化の取り組み
 - 2.2 無電柱化の目的
 - (1)防災性の向上
 - (2)安全で快適な歩行空間の確保
 - (3)良好な景観の形成
3. 無電柱化推進計画の計画期間及び目標
 - 3.1 無電柱化の取り組み
 - 3.2 無電柱化の目的
4. 無電柱化の現状
 - 4.1 沖縄県の無電柱化状況
 - 4.2 中城村の無電柱化状況
5. 無電柱化事業の整備手法
 - 5.1 電線共同溝方式
 - 5.2 自治体管路方式
 - 5.3 単独地中化方式
 - 5.4 要請者負担方式
 - 5.5 迂回配線方式、屋側配線方式
6. 低コスト手法
 - 6.1 浅層埋設方式
 - 6.2 小型ボックス活用方式
 - 6.3 既存ストック活用方式
7. 無電柱化を推進するための取り組み
 - 7.1 道路法第37条による占用制限
 - 7.2 占用料の減額措置
 - 7.3 無電柱化の推進体制

1. はじめに

無電柱化とは、電線共同溝を整備し、電線類を地中に埋設する等の方法により、道路上から電柱をなくす目的の整備となっている。現在、中城村内の道路上に設置されている電柱の一部は、中城村の風光明媚な景観を損ねているだけではなく、自然災害が発生した際には、倒壊等による道路閉塞等、救急活動や住民生活に支障をきたす恐れがある。

沖縄県は年間平均 8～9 個の台風が接近する台風常襲地帯であり、これまでも台風による電柱倒壊の被害が発生しており、平成 15 年 9 月の台風 14 号では宮古島市で最大風速 74.1m/s を記録し、約 800 本の電柱が倒壊する等、緊急車両の通行、生活物資の輸送、ライフライン(電力・通信)の安定供給にも大きな影響を及ぼした。

また、令和 5 年 8 月の台風 6 号の際には、中城村において 6 日に及ぶ停電が発生した。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県及び市町村は、無電柱化の推進に関する施策についての計画いわゆる無電柱化推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。

沖縄県においても、平成 31 年 3 月に「沖縄県無電柱化推進計画」が策定(令和 4 年 3 月改訂)されたことから、中城村における無電柱化を推進するため、「中城村無電柱化推進計画」を策定し、今後の無電柱化の基本的な方針及び目標を定める。

2. 無電柱化の推進に関する基本的方針

2.1 無電柱化の取り組み

防災性の向上、安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行わなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、村と関係者の理解、協力を得て、中城村の魅力あふれる美しいしま並の形成や、安全・安心な暮らしを確保するため、無電柱化を推進することとする。

2.2 無電柱化の目的

(1) 防災性の向上

地震や津波、台風等の自然災害による電柱倒壊は、災害時の救助活動や緊急車両の通行、生活物資の輸送に多大な影響を及ぼす。災害時の緊急車両の通行路、生活物資の輸送路を確保する事は非常に重要であるため、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路において、優先的に無電柱化を実施することにより防災性の向上を図る。



写真－1 台風による電柱倒壊状況

[左:宮古島市(平成15年台風14号)、右:石垣市(平成18年台風13号)]

[出典:沖縄県無電柱化推進計画(令和4年3月沖縄県土木建築部)]

(2) 安全で快適な歩行空間の確保

歩道内の電柱は安全で快適な通行を妨げており、歩道の無い狭隘な道路においても、路側帯にある電柱を避けるために歩行者が車道にはみ出す等、危険な状態が見受けられる。そのような道路において、安全で快適な歩行空間を確保するため、無電柱化の推進を図る。



写真一2 国際通り(那覇市)の整備前後の状況(左:整備前、右:整備後)
 [出典:沖縄県無電柱化推進計画(令和4年3月沖縄県土木建築部)]

(3)良好な景観形成

中城村は手つかずの自然が色濃く残る豊かな景観を有している。また、2000年12月に世界遺産に登録された中城城跡をはじめとした歴史的遺構も数多く保存されており、それらを目当てに訪れる観光客も多い。

このような歴史的景観をより魅力的なものとして形成し、中城村の魅力向上及び観光振興に資するため、該当する路線の無電柱化を積極的に推進する必要がある。



写真一村道 当間前原線

3. 無電柱化の推進に関する基本的方針

3.1 計画期間

国や沖縄県が策定している無電柱化推進計画の見直しや社会情勢の変化などを把握し、適宜見直しを行い無電柱化の推進に取り組めます。

3.2 計画の目標

○短期目標

国や沖縄県が策定している無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路や中城村の特性を活かした良好な景観形成や、観光振興に必要な地区の道路等において、無電柱化を推進します。

○長期目標

中城村民だけではなく、訪れる人にとって魅力溢れる村となるよう、関係者間の連携の強化を図りながら無電柱化を推進します。

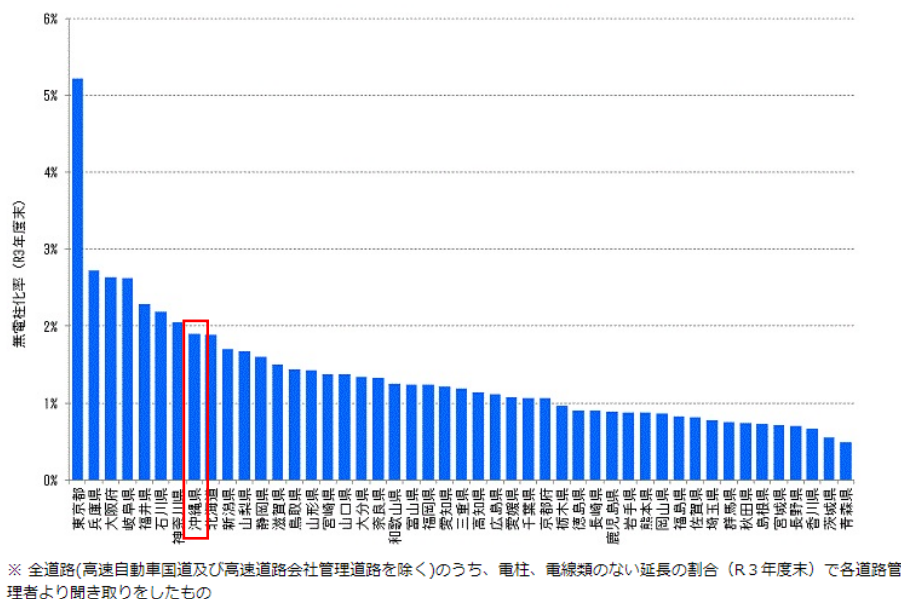
無電柱化の推進に向けては、沿道住民の皆さまや電線管理者等関係事業者との調整が不可欠であり、社会情勢の変化への対応や国の無電柱化推進計画との整合性及び予算の確保等が必要であることから、事業の実施状況を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

4. 無電柱化の現状

4.1 沖縄県の無電柱化状況

沖縄県の無電柱化率は約 1.9%で全国 8 位となっている。

東京、大阪、兵庫等の大都市部で比較的整備が進んでいるが、最も無電柱化率が高い東京都でも、無電柱化されている道路は 5%台である。



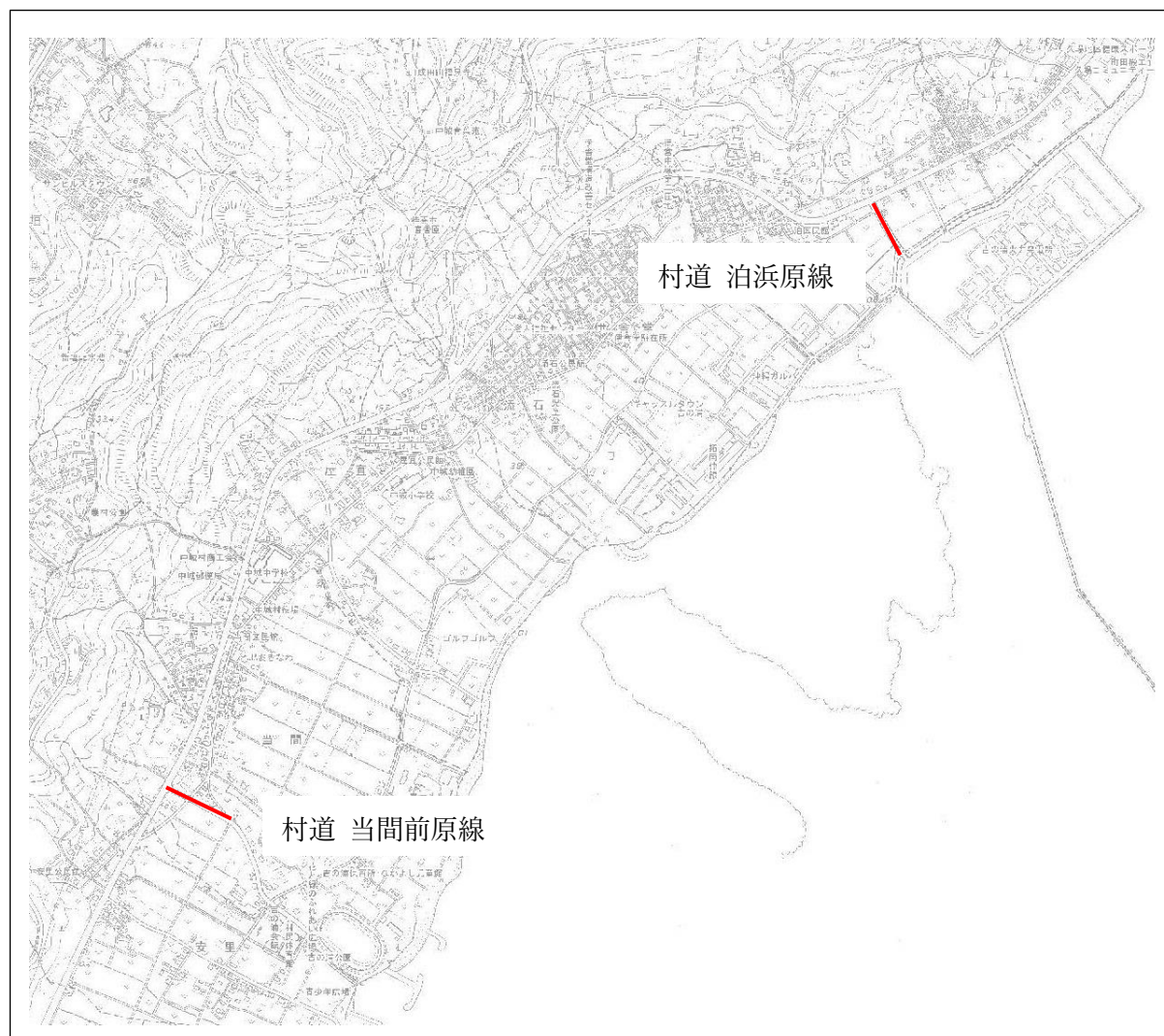
図一1 無電柱化の整備状況(出典:国土交通省HP)

4.2 中城村の無電柱化状況

中城村では、現在まで無電柱化事業の実績は無いが、以下の路線については、防災上・景観上速やかに対応する必要があると考えることから、今後、無電柱化を推進する。

表一 中城村無電柱化計画路線

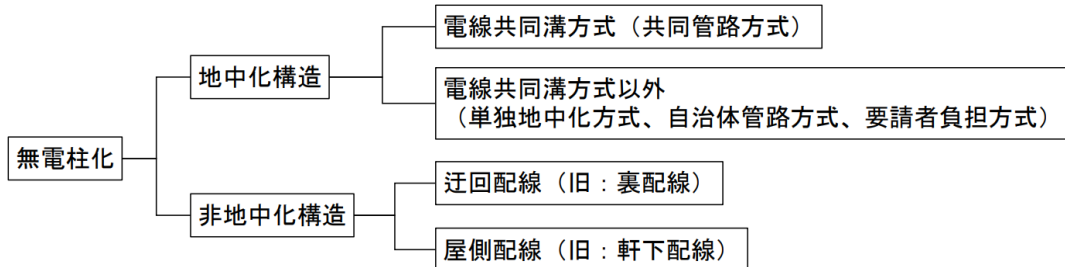
整備計画	路線名	箇所名 (起終点)	道路延長 (km)	整備延長 (km)
1	村道 泊浜原線	中城村字泊伊那具原 527-3 地先 ～伊舎堂浜原 343 地先	0.964	約 0.15
2	村道 当間前原線	中城村字当間久保原 557 番地地先 ～当間浜原 662-1 地先	0.542	約 0.20



図一 無電柱化計画路線位置図

5. 無電柱化事業の整備手法

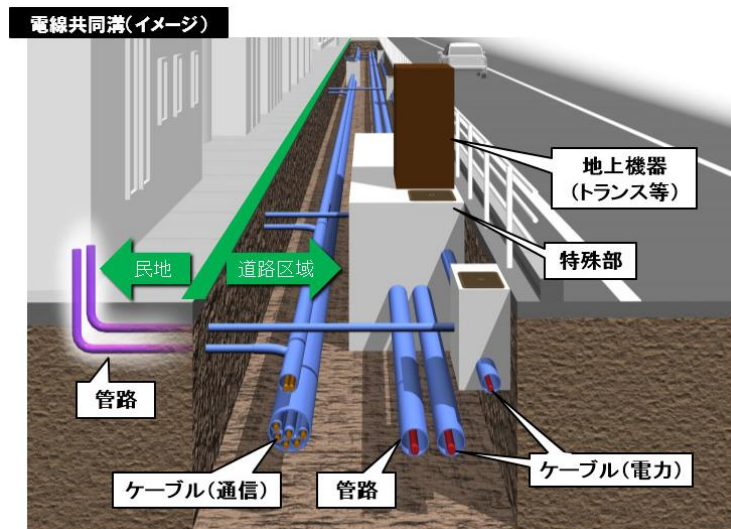
無電柱化の構造は、電線類を地中に埋設する「地中化構造」と屋側配線・迂回配線等の「非地中化構造」に大別される。これまで無電柱化は、「電線共同溝方式」により進められてきたが、今後は、現場状況を考慮し、非地中化構造も含めた様々な方式により整備を推進していくことが重要である。



図－3 無電柱化の手法(出典:国土交通省HP)

5.1 電線共同溝方式

電線共同溝方式は、道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法。沿道の各戸へは地下から電力線や通信線を引き込む仕組みになっている。



図－4 電線共同溝イメージ図(出典:国土交通省HP)

5.2 自治体管路方式

地方公共団体が管路設備を敷設する手法であり、構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心で、管路等は、道路占用物件として地方公共団体が管理する。

5.3 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行い、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する方式。長期停電や通信障害の防止を目的とする区間に対して、電線管理者のニーズに合わせた単独地中化が進められている。

5.4 要請者負担方式

要請者である道路管理者が原則として全額負担し、無電柱化を進める手法。

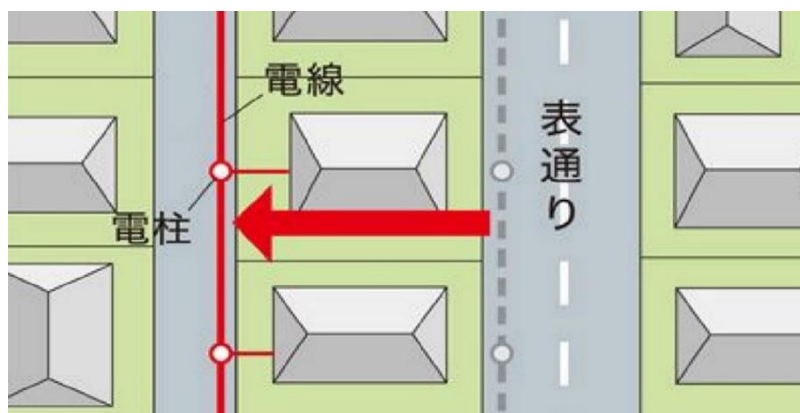
沖縄県では平成24年度より沖縄振興特別推進交付金(ソフト交付金)を活用し、無電柱化を実施した事例がある。

5.5 迂回配線方式、屋側配線方式

電線類の地中化によらない無電柱化の手法として、迂回配線方式や屋側配線方式があり、地域住民との合意形成を図った上で実施を検討する。

●迂回配線方式

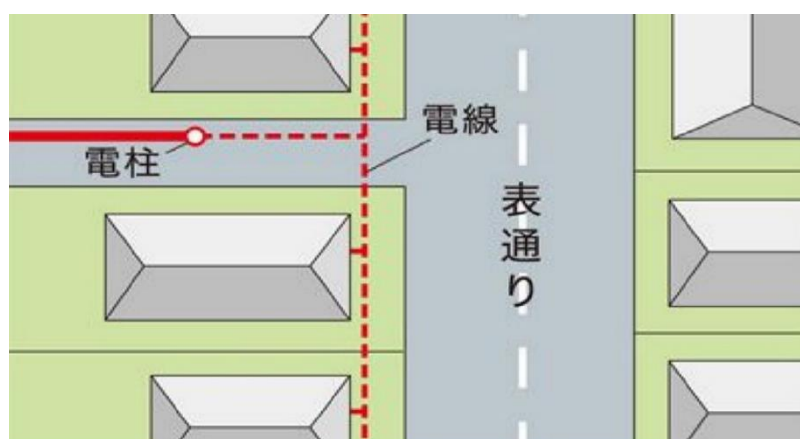
無電柱化対象路線の支道(枝道)や後背道路、後背敷地を活用し、電柱、電線等を移設し、無電柱化を整備する構造。



図一5 迂回配線による無電柱化イメージ(出典:国土交通省HP)

●屋側配線方式

建物の軒や壁面等を活用した電線の配線等により、無電柱化を整備する構造



図一6 屋側配線による無電柱化イメージ(出典:国土交通省HP)

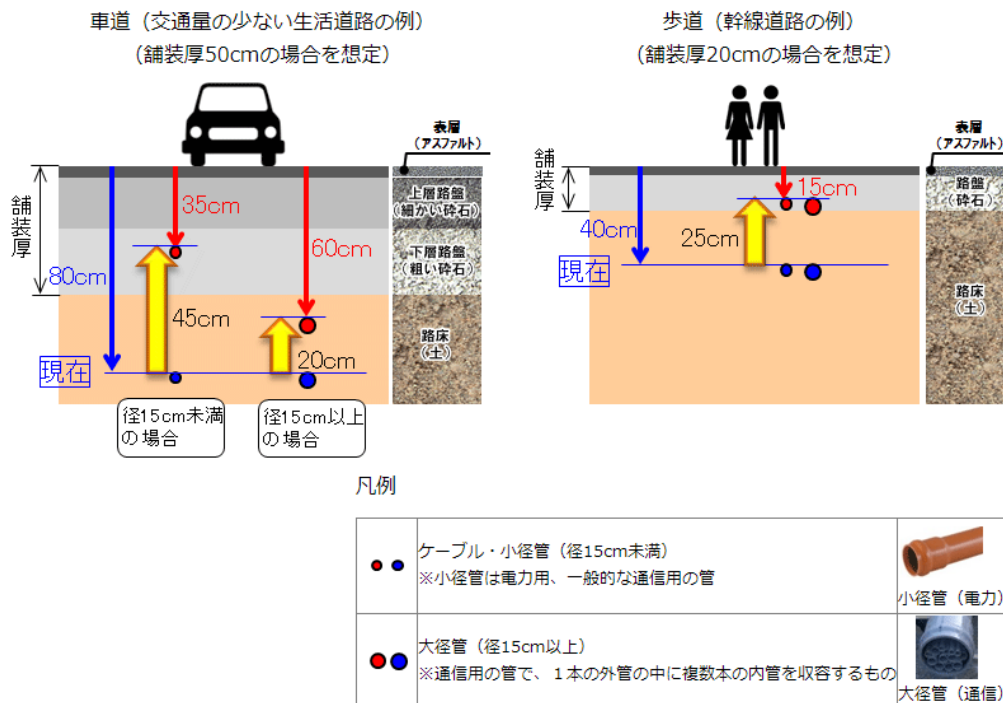
6. 低コスト方法

従来の電線共同溝方式では、約 5.3 億円/km の整備費用を要しており、コスト面が大きな課題となっている。

コスト縮減のため、様々な方式が検討されており、より一層無電中化を推進するため、今後の無電柱化計画においては、低コスト手法を積極的に取り入れていく必要がある。

6.1 浅層埋設方式

浅層埋設方式では、管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式であり、埋設位置が浅くなることで、掘削土量の削減や、特殊部のコンパクト化を図る事が可能となり、コスト縮減に繋がる。平成 28 年 4 月 1 日より、電線類を従前の基準より浅く埋設するため「電線等の埋設に関する設置基準」が緩和された。



※舗装厚は、当該道路の交通状況、地盤状況に応じて設定される
図一七 「電線等の埋設物に関する設置基準」の見直しイメージ図（出典：国土交通省HP）

6.2 小型ボックス活用方式

電力線と通信線の遠隔距離に関する基準が緩和されたことを受け、管路の代わりに小型ボックスを活用し、同一のボックス内に低圧電力線通信線を同時収容する事で、電線共同溝本体の構造をコンパクト化する方式。

同手法は需要密度が比較的低い地域や需要変動が少ない地域で有効である。

6.3 既存ストック活用方式

既存ストック活用方式は、既に占用埋設されている管路、マンホール、ハンドホール等の電力設備、通信設備を電線共同溝として活用する方式。

7. 無電柱化を推進するための取り組み

7.1 道路法第37条による占用制限

災害が発生した場合等において、緊急輸送道路や避難路としての機能を果たすことが想定される防災上の観点から重要な道路については、道路法第37条に基づき新設電柱の占用を制限する事が出来る。中城村地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路及び避難路についても占用制限が必要か検討を行う。

7.2 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討する。

7.3 無電柱化の推進体制

道路管理者、電線管理者等で構成される沖縄ブロック無電柱化推進協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等、無電柱化の推進に係る調整を行う。

また、無電中化に係る工事等を円滑に実施するために占用企業者や地元関係者と工程等の調整を積極的に行う。